

デサントフィットネスラウンジ

会員規約

第1章 総則

第1条 (定義)

本会員規約は、デサントフィットネスラウンジ（以下「当クラブ」という。）の会員および入会を希望する方に適用します。

第2条 (目的)

当クラブは、会員が当クラブの施設およびサービスを利用し、健全な心身の育成、健康維持・増進を図ると共に、会員相互の交流および親睦を図ることを目的とします。

第3条 (運営・管理)

当クラブは、デサントジャパン株式会社およびデサントジャパン株式会社が指導業務運営を委託した会社（以下あわせて「会社」という）が運営・管理を行います。

第2章 会員

第4条 (会員制度)

1. 当クラブは会員制とします。
2. 当クラブに入会を希望する方は、会社が指定する入会申込書、健康等確認書等の各種確認書に正確な情報を記載し、決済用銀行口座の通帳、印鑑またはクレジットカードと共に申し込みするものとします。

第5条 (会員種別)

会員種別は、別途定めるものとします。会社が必要と認める時には新たな会員種別を設置及び変更、廃止することがあります。

第6条 (入会資格)

1. 当クラブの入会資格は、以下の各号の項目全てを満たす方とします。
 - ① 当クラブの会員規約および細則等諸規定を遵守する方（なお、未成年者の場合は、保護者の同意を必要とします）
 - ② 医師等により運動を禁じられておらず、当クラブの施設およびサービス利用に支障のない健康状態であることを会社に申告した方
 - ③ 刺青（タトゥーを含む）をしていない方
 - ④ 暴力団、暴力団組員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係者その他の反社会的勢力（以下「暴力団関係者等」という）でない方および暴力団関係者等と関わりを持たない方
 - ⑤ 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病のない方
 - ⑥ 妊娠していない方（但し、マタニティレッスンを除く）
 - ⑦ 高校生以上の方
 - ⑧ スポーツクラブ等、会員制の団体から除名等の処分を受けたことのない方
2. 前項各号の要件を欠く方であっても、会社の判断により入会を認める場合があります。
3. 第1項各号の要件を満たす方であっても、会社が会員として適さないと判断した方については、入会を認めない場合があります。

第7条 (入会手続き)

1. 当クラブに入会を希望する方は、会社所定の入会申込書・確認書類により手続きを行い、会社の承認を得た上で所定の料金等を会社に納入した時、会員資格を取得することができます。
2. 未成年者が入会を希望する場合には、本人とその保護者が連署の上、入会申込を行うものとし、保護者は本会員規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
3. 会員の契約期間は原則1年とし、会社所定の退会手続きが完了するまでは自動更新するものとします。

第8条 (会員証)

1. 会社は、会員に対し会員証を交付するものとします。
2. 会員は、当クラブの施設・サービスを利用する際には、会員証を提示するものとします。
3. 会員は、会員証を第三者に貸与または譲渡することはできません。貸与および譲渡した場合には除名することができるものとします。
4. 会員は、会員証を紛失した場合は、速やかに再発行の手続きをするものとします。
5. 会員は、会員資格を喪失した場合は、速やかに会員証を会社に返還するものとします。

第9条 (入場および利用の禁止)

会社は、以下の各項に該当する方の入場および利用の禁止を命じることができます。

- ① 医師等により運動を禁じられている方
- ② 刺青（タトゥーを含む）をしている方
- ③ 暴力団関係者等または暴力団関係者等と関わりを持つ方
- ④ 当クラブの会員規約・細則等の諸規定を遵守しない方
- ⑤ 妊娠している方
- ⑥ 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病のある方
- ⑦ 酒気を帯びている方
- ⑧ 会社が不適当と認めた方
- ⑨ その他当クラブの施設・サービスを利用することが困難であると会社が認めた方

第10条 (入会金、事務手数料、会費およびレッスン利用料)

1. 入会金、事務手数料は、会社が別に定める金額とし、会員は入会時にこれを支払うものとします。入会金の有効期間は退会時までとし、入会金および事務手数料は、理由の如何を問わずこれを返還しません。
2. 会員は、会社が別に定める金額の月会費を、会社所定の銀行口座振替（自動引落）またはクレジットカード（継続課金）払いで支払うものとし、利用開始後、既納の会費は利用の有無を問わずこれを返還しません。
3. 会員は、利用の有無にかかわらず、退会月までの会費を支払うものとします。
4. 会社は、会員が当クラブの施設・サービスを利用するにあたり、利用の都度別に定める金額の支払を求めることができます。
5. 会社は、別に定める入会金、事務手数料、会費およびレッスン利用料を改定することができます。この場合、入会金については、新たに入会する会員から適用します。
6. 前項による改定を行なう場合は、会社は1ヶ月前までに当クラブの館内掲示などによって会員に告知するものとします。
7. 会社は、キャンペーンまたはセール等の日程、期間および内容につき事前に会員に告知する義務を負わないものとします。

第11条 (営業日および営業時間)

当クラブの営業日および営業時間については別に定めます。

第12条 (会員資格の譲渡等)

会員資格は会員本人限りとし、その会員資格を他に譲渡、相続及び名義変更することはできません。

第13条 (退会)

1. 会員は、会員本人が当クラブに来館の上、所定の退会手続きを行なうものとします。
2. 会員は、退会を希望する月の10日までに退会手続きを完了するものとし、退会日は当該月末日とします。
3. 代理人による退会手続きや電話・FAX・E-mail その他の方法による退会手続きはできないものとします。但し、会社がやむを得ない事由があると判断した場合は、この限りではありません。
4. 会員は、会費、利用料等が未納の場合は、退会手続きまでに完納するものとします。

第14条 (休会)

1. 会員は、当クラブに来館の上、所定の休会手続きを行なうものとします。
2. 会員は、休会を希望する月の前月10日までに休会手続きを完了するものとし、当月1日から休会するものとします。前月11日以降に休会手続きをした場合は、翌月1日から休会するものとします。
3. 代理人による休会手続きや電話・FAX・E-mail その他の方法による休会手続きはできないものとします。但し、会社がやむを得ない事由があると判断した場合は、この限りではありません。
4. 会員は、休会期間中であっても、所定の復会手続きを完了し、当月の月会費等を全額支払うことによって復会できるものとします。
5. 休会中の月会費については、会社が別に定める金額を、会社所定の銀行口座振替（自動引落）またはクレジットカード（継続課金）払いで支払うものとします。

第15条 (会員資格の停止および除名)

会社は、会員が次の各号の一つでも該当する場合、該当する会員に対し、資格の一定期間停止または、除名することができるものとします。

- ① 本規約、その他会社の定めた事項に反する行為があったとき
- ② 会員証を第三者に使用させる等、不正な行為があったとき
- ③ 会社に許可なく当クラブの施設内で物品販売、宣伝広告、勧誘、個別指導等、営利行為があったとき
- ④ 会社に許可なく当クラブの施設内で撮影・録音を行なったとき
- ⑤ 当クラブの施設・備品等を故意または重大な過失により破損したとき
- ⑥ 当クラブまたは会社の名誉を傷つけ、または秩序を乱す行為があったとき
- ⑦ 法令に違反する、または社会通念もしくはマナーに著しく欠ける行為があったとき
- ⑧ 危険な行為、または他の会員やスタッフ・インストラクター、その他第三者に対する迷惑行為があったとき
- ⑨ 暴力団関係者等であることまたは暴力団関係者等と関わりを持つことが判明したとき
- ⑩ その他会員として相応しくないと会社が判断したとき

第16条 (会員資格の喪失)

会員は、次の各号の一つに該当する場合、その会員資格を喪失します。

- ① 退会
- ② 除名
- ③ 死亡
- ④ 会社が当クラブを閉業したとき

第17条 (届出事項の変更等)

1. 会員は、当クラブに来館の上、所定の変更手続きをすることによって会員種別を変更することができます。
2. 会員は、会員種別の変更を希望する月の前月10日までに変更手続きを完了するものとし、当月1日から変更するものとします。前月11日以降に変更手続きを完了した場合は、翌月1日から変更するものとします。
3. 会員種別の変更手続きは、会員本人が行うものとします。但し、会員が未成年の場合は、保護者が行うものとします。
4. 会員は、氏名・住所・連絡先・支払金融機関及びその他入会申込書および各種確認書記載事項に変更が生じた場合には、速やかに会社に届け出るものとし、変更届の未提出による会社からの通知の未達等に関する一切の責任は会員が負うものとします。

第3章 ビジター

第18条 (ビジター)

1. 会員以外でも会社が適当と認めた方（以下「ビジター」という）は、営業時間内に当クラブの施設・サービスを利用することができます。
2. 会社は、ビジターの当クラブ利用に際し、会社が定めるレッスン利用料等を求めることができます。
3. 会社が必要と認めた場合には、ビジターの入場を制限することができます。
4. ビジターは、本規約、その他会社が定める事項を遵守することとします。

第4章 運営・管理

第19条 (営業時間)

当クラブの営業時間、レッスン開講時間は別途定めるものとします。

第20条 (運営・管理)

1. 当クラブの運営・管理は会社の責任において行います。
2. 会員は、会社の運営・管理について関与できません。
3. 会社は施設の利用規則等、運営・管理に関与する規則を定め、且つそれを変更することができます。

第21条 (規約等遵守の義務)

当クラブの施設・サービスの利用者は、本規約及びその他会社が定める運営・管理に関する事項を遵守しなければなりません。

第22条 (施設・サービス利用の制限)

会社は、特別行事、講習会、施設の改修、その他必要と認めるとき、当クラブの施設・サービスの全部または一部について会員またはビジターの利用を制限することができます。

第23条 (休業)

1. 会社は、以下の理由により施設の全部または一部を休業することがあります。
 - ① 気象、災害、その他やむをえない理由により会社が営業を行なうことが妥当でないと認めるとき
 - ② 警報・注意報などにより会社が営業を行なうことが妥当でないと認めるとき
 - ③ 施設の点検、補修または改修をするとき
 - ④ 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむをえない理由が発生したとき
 - ⑤ 年末年始、春季、夏季の一定期間の休業、その他会社の都合により会社が休業を必要と認めるとき
2. 本条第1項第3号から第5号に定める事由による休業を行う場合、会社は1ヶ月前までに会員に告知するものとします。
3. 本条第1項第1号および第2号の事由による休業を行う場合は、会社は会員に事前告知することを要しないものとします。
4. 第1項に基づく休業期間が月間15日未満の場合は、月会費等の減額は行なわないものとします。月間15日以上となった場合については相応の減額を行なうものとし、減額する金額は別に定めるものとします。

第24条 (責任事項)

1. 会員は、自己責任と負担において当スタジオの施設を利用するものとします。
2. 当クラブの施設・サービス等の利用に関連して会員本人、ビジターまたは第三者に生じた人的物的事故については、会社に故意または過失がある場合を除き、会社は一切の賠償の責を負わないものとします。
3. 会員本人またはビジターが当クラブの施設・サービス等の利用に際して生じた盗難および紛失については、会社に故意または過失がある場合を除き、会社は一切の賠償の責を負わないものとします。
4. 会員本人またはビジターが当クラブ内で自己の責任に帰すべき事由により、会社または第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責に任ずるものとします。

第25条 (禁止事項)

会社は、会員に対し当クラブの施設内における次の各号の行為を禁止します。

- ① 会社に許可なく施設内で物品販売、宣伝広告、勧誘、個別指導等の営利行為、勧誘行為、金銭の貸借、政治活動、署名活動をすること
- ② 会社に許可なく館内で撮影、録音をすること
- ③ 他の会員やスタッフ・インストラクター、その他第三者を誹謗中傷すること
- ④ 他の会員やスタッフ・インストラクター、その他第三者に対しての暴力行為、迷惑行為や威嚇行為
- ⑤ 他の会員やスタッフ・インストラクター、その他第三者が恐怖を感じる危険な行為
- ⑥ 他の会員やスタッフ・インストラクター、その他第三者を待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為
- ⑦ 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフの業務の妨げになる行為
- ⑧ 他の会員やその他第三者の利用の妨げになる行為
- ⑨ 公序良俗に反する行為
- ⑩ 当クラブ内の施設、設備、備品の損壊、落書き、造作、持ち出し等の行為
- ⑪ 動物の館内への持ち込み
- ⑫ 危険物の館内への持ち込み
- ⑬ 館内での喫煙
- ⑭ その他、会社が会員としてふさわしくないと認める行為

第5章 その他

第26条（閉業）

会社は次の場合、閉鎖の3ヶ月前より会員に告知を行なった上で当クラブを閉業することができます。この場合、全ての会員は退会とし、何等の異議申し立てをすることはできません。また、会社は会員に対し、特別の補償は一切行わないものとし、

- ① 法令の制定改廃または行政指導により営業が不可能になった場合
- ② 災害その他により施設の被害が大きく、営業が不可能になった場合
- ③ 当クラブの経営上、営業が困難であると会社が判断した場合

第27条（改定）

会社は本規約、細則等諸規定を必要に応じて改定することができるものとし、その効力は全会員及び利用者に及ぶものとし、

第28条（その他）

本規約に定め無き事項ならびに業務運営上必要な事項は、会社がこれを定めるものとします。

附則

本会員規約は、2015年10月1日より施行します。

本会員規約を2016年2月1日に改訂します。

本会員規約を2017年4月1日に改訂します。